

堀之内地区地区計画区域内における市川市風致地区条例の取扱いについて

1. 建築物の規制について

堀之内地区地区計画区域内における建築物の高さ及び建ぺい率については、原則として地区計画の基準が優先し、最高限度が次のとおりとなります。

(市川市風致地区条例に基づく許可の審査基準」第6を適用)

	住宅地区A	住宅地区B	沿道地区	駅周辺地区
高さ	12m	16m	20m	
建ぺい率	60%			

※地区計画の詳細については、市川市街づくり計画課にお問い合わせください。

2. 申請書類について

通常の申請書類のほかに次の図書の提出が必要です。

(1) 地区計画区域内の行為届出結果の通知書（写し）

※地区計画区域内のため、街づくり計画課に届出が必要です。

3. 生垣設置のお願い

風致地区にふさわしい緑豊かな景観を保持していくために、敷地の道路に面する部分の重点的な緑化に努めるとともに、出来るだけ「生垣」を設置するようお願いいたします。

(問い合わせ先) 市川市 街づくり部 公園緑地課

〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号

TEL 047-712-6366